

「陸運法(道路運送業法)」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

陸運法(道路運送業法)

(前文省略)

第一条

本法令を「仏暦二五二二年陸上運送法令(プララーチャバンヤット・ガーンコンソン・ターンボック)」と呼ぶ。

[注/ 仏暦二五四六年(西暦二〇〇三年)陸運法(第一〇版)までの改定増補を折り込んで訳出]

第二条

本法令は官報告示日から一八〇日経過した時をもって施行する。

第三条

以下を廃する。

- (一) 仏暦二四九七年陸上運送法令
- (二) 仏暦二五一〇年陸上運送法令(第二版)
- (三) 仏暦二五一八年陸上運送法令(第三版)

本法令に規定のある部分について、もしくは本法令の規定に反する、または矛盾する他の法律、規則、規約があっても本法令を代わりに適用する。

第四条

本法令において、

- (一) 「運送(ガーン・コンソン)」とは、車による陸上の人、動物、物品の輸送を意味する。
- (二) 「定期路線運送(ガーン・コンソン・プラチャム・ターン)」とは、委員会が定めた路線に基づく運賃のための運送を意味する。
- (三) 「不定期路線運送(ガーン・コンソン・マイ・プラチャム・ターン)」とは、路線に制限のない運賃のための運送を意味する。
- (四) 「小型車運送(ガーン・コンソン・ドーイ・ロット・カナード・レック)」とは、車体重量及び積載重量が合計で四〇〇〇キログラムを超えない車による、委員会が定めた路線に基づく、運賃のための運送を意味する。
- (五) 「自家用輸送(ガーン・コンソン・スワンブッコン)」とは、重量一六〇〇キログラム超の車による、自己の取引もしくは事業のための運送を意味する。
- (六) 「県間運送(ガーン・コンソン・ラワーン・チャンワット)」とは、県と県との間でなされる定期路線運送、不定期路線運送、自家用運送を意味する。

(七)「国際運送(ガーン・コンソン・ラワーン・プラテート)」とは、タイ国と外国との間でなされる定期路線運送、不定期路線運送、自家用運送を意味する。

(八)「運送取扱(ガーン・ラップチャッド・ガーン・コンソン)」とは、人、動物もしくは物品を集積し、運送取扱人の責任において、運送業で許可書を取得した者である他者に、ある場所からある場所へ運送をさせることを請け負うことを意味する。

(九)「車(ロット)」とは、エンジン動力、電力、もしくはその他の動力によって動く陸上運送において使用する全種類の乗物に加えて、その車が牽引する車も意味する。ただし鉄道列車は含まない。

(一〇)「検査官(プー・トゥルワット・ガーン)」とは、大臣が任命した、運送検査任務を有する、陸運局に属する公務員を意味する。

(一一)「車検担当官(パナックガーン・トゥルワット・スパーブ)」とは、大臣が任命した、運送に使用する車の堅牢性、清潔性、整然性、適性を検査する任務を有する、陸運局に属する公務員を意味する。

(一二)「登記官(ナーイタビヤン)」とは、中央登記官もしくは県登記官を意味する。

(一三)「委員会(カナ・カマカマーン)」とは、中央陸運管理委員会もしくは県陸運管理委員会を意味する。

(一四)「局長(アティボディ)」とは、陸運局長を意味する。

(一五)「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第五条

本法令は以下に対して適用しない。

(一)軍用車法に基づく軍用車の旅客運送

(二)以下による運送

(a)七人乗り以下のチャーター自動車、七人乗り以下の県間チャーター自動車、七人乗り以下のサービス自動車、及び自動車法に基づく七人乗り以下の自家用車

(b)運賃のため運送営業に使用されない七人乗り超・一二人乗り以下の自家用車、及び自動車法に基づく車体重量が一六〇〇キログラム以下の自家用車

(c)自動車法に基づく自動三輪車、自動二輪車、トラクター

(三)省令で定めたところに基づく運送

第六条

局長もしくは局長が委任し中央登記官とした者は、県間運送及び国際運送にかかる部分において本法令に基づく権限義務を有する。中央登記官はバンコク都の登記官としてバンコク都内において本法令に基づく権限義務を有する。

県運輸官を県登記官とし、自己の県域内において本法令に基づく権限義務を有する。

本法令に基づく任務遂行において、中央登記官は自己の権限義務である業務をいずれかの者

に代行を委任する権限を有する。

第四段に基づく委任は官報で告示する。

第七条

運輸大臣及び内務大臣を本法令の主務大臣とし、各省の権限義務に係る部分において、検査官及び車検担当官を任命する権限、本法令末尾のレートを上回らない手数料を定める省令を制定する権限、手数料の免除及び本法令に基づく執行のためのその他の業務を定める権限を有する。

第一章

陸運政策委員会

第八条

運輸大臣を委員長、運輸副大臣を副委員長、運輸省事務次官、内務省事務次官、農業・協同組合省事務次官、商業省事務次官、工業省事務次官、財務省事務次官、内閣法制委員会事務局長、国家経済社会開発委員会事務局長、予算局長、内務省政策企画事務局長、陸運局長を委員、運送、経済もしくは法律で知識もしくは明瞭性を有するタイ人から大臣が任命する五人以下の有識者委員からなる陸運政策委員会を設置する。

陸運局長を陸運政策委員会の委員兼書記とする。

陸運政策委員会は必要に応じて書記捕を任命することができる。

第九条

有識者委員の任期は一期二年とする。

委員の増員もしくは変更により既存の委員の任期中に新たな委員が任命された場合、新たに任命された委員の任期は既存の委員の残り任期と同じとする。

退任した委員は再任されることができる。

第一〇条

以下の様態にある者は有識者委員となることを禁じる。

- (一) 無能力者もしくは準無能力者である
- (二) 確定判決で、もしくは法律に基づく命令で禁固刑を受けた。ただし過失罪もしくは軽犯罪によるものを除く
- (三) 破産者である
- (四) 政党の役員もしくは役職に就いている

第一一条

第九条に基づく退任のほか、有識者委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した
- (二) 辞任した
- (三) 大臣が解任した
- (四) 第一〇条に基づく禁止状態にある

第一二条

委員会の会議において委員長が会議に出席しない、もしくは任務を遂行できない場合は、副委員長が会議の議長を務める。委員長及び副委員長とも会議に出席しない、もしくは任務を遂行できない場合は、一人の委員を議長に選任する。

第一三条

委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。

会議における決議は多数決による。委員一人は一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

第一四条

陸運政策委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 短長期の陸運政策を定め、内閣に具申する
- (二) 運輸ターミナルの開発、運営に係る政策を定め、内閣に具申する
- (三) 陸運の標準、開発計画を定め、内閣に具申する
- (四) 委員会による業務遂行のため陸運の安全性、利便性に係る標準を定める
- (五) 委員会による執行のために、必要性に応じて自動車登録拒否を定め、内閣の認可を受け
る
- (六) 陸運面における関係者間の調整、陸運と水運、空運間の調整
- (七) 陸運に係る大臣へのアドバイス

第一五条

陸運政策委員会は特定の審議もしくは業務遂行のために小委員会を設置する権限を有する。第一二条及び第一三条を小委員会の会議にも準用する。

第二章

陸運管理委員会

第一六条

運輸省事務次官を委員長、内務省事務次官もしくはその代理人、内閣法制委員会事務局長も

しくはその代理人、地方開発事務局長もしくはその代理人、警察局長もしくはその代理人、国道局長もしくはその代理人、バンコク都知事もしくはその代理人を委員、運送で知識もしくは明瞭性を有する者から大臣が任命する三人以下の有識者委員からなる中央陸運管理委員会を設置する。運送局長を委員兼書記とする。

中央陸運管理委員会は必要に応じて書記捕を任命することができる。

第一七条

バンコク都を除く全県に、県知事を委員長、県首席検察官、県警本部長を委員、県内の自治市長一人を含む大臣が任命した五人以下の委員からなる県陸運管理委員会を設置する。

県運輸官を委員兼書記とする。

県陸運管理委員会は必要に応じて書記捕を任命することができる。

第一八条

第九条、第一〇条、第一一条、第一二条及び第一三条を中央陸運管理委員会及び県陸運管理委員会にも準用する。

第一九条

中央陸運管理委員会は以下の権限義務を有する。

- (一) 定期路線運送及び不定期路線運送の形態を定める
- (二) バンコク、県間、国際の定期路線運送の路線、運送人及び自動車の数を定める
- (三) バンコク、県間、国際の不定期路線運送の運送人及び自動車の数を定める
- (四) 小型自動車運送の路線、運送人及び自動車の数を定める
- (五) 運送取扱人の数を定める
- (六) 運送における運賃及びその他サービス料金を定める
- (七) 運輸ターミナルにおけるサービス料金を定める
- (八) 運輸ターミナルの場所、設置及び規則を定める
- (九) 登録する自動車の種類もしくは状態を定める
- (一〇) 運輸ターミナルにおいて乗客もしくは貨物を搬出入するために停車しなければならない

自動車の種類を定める

- (一一) 乗客が上降車する場所を定める
 - (一二) 陸運事業の規定、許可、許可取り消し、管理における標準を定める
 - (一三) 本法令の規定、及び陸運政策委員会の決定に基づくその他の遂行
- (二)(三)(四)(八)(九)(一〇)に基づく規定は官報に告示する。

第二〇条

県陸運管理委員会は県内において以下の権限義務を有する。

- (一) 定期路線運送について路線、運送人及び自動車の数を定める
 - (二) 不定期路線運送について運送人及び自動車の数を定める
 - (三) 小型自動車運送について路線、運送人及び自動車の数を定める
 - (四) 運賃及び運送におけるその他のサービス料金を定める
 - (五) 本法令の規定、及び陸運政策委員会、中央陸運管理委員会の決定に基づくその他の遂行
- (一)及び(四)に基づく規定は中央陸運管理委員会の承認を得た時、施行することができ、(一)(二)及び(三)に基づく規定は官報で告示する。

第二一条

中央陸運管理委員会は特定の審議、業務遂行のために小委員会を設置する権限を有する。
第一二条及び第一三条を小委員会にも準用する。

第二二条

大臣は陸運事業一般について監督する権限義務を有する。このことに資するために大臣は事実関係の指摘、意見の表明、もしくは報告、あるいは政府の政策、閣議決定に反する行為の停止を委員会に命じることができ、その任務遂行に係る事実関係を調査するよう命じる権限を有する。

第三章

運送営業

第二三条

登記官から許可書を取得せずに定期路線運送業、不定期路線運送業、小型自動車運送業を営むことを禁じる。

許可申請、許可は省令で定めた原則及び方法に従う。

第二四条

定期路線運送業、不定期路線運送業、小型自動車運送業の営業許可書を申請する者はタイ国籍を有していなければならない。

許可書申請人がパートナーシップ[合名会社、合資会社]、株式会社、パブリックカンパニー[公開株式会社]である場合、パートナーシップ、株式会社、パブリックカンパニーはタイの法律に基づき登記され、本店はタイ王国内になければならない。かつ、

(一) 登録普通パートナーシップ[合名会社]である場合は、パートナー[社員]はすべてタイ国籍を有していなければならない

(二) 有限パートナーシップ[合資会社]である場合は、無限責任パートナー[社員]はタイ国籍を有していなければならない、その資本の五-%以上は自然人でかつタイ国籍を有するパートナーのものでなければならない

(三)株式会社である場合は、取締役の半数以上がタイ国籍を有していなければならない、資本の五一%以上は自然人でタイ国籍を有する株主が、もしくは登録普通パートナーシップ、有限パートナーシップ、株式会社が、あるいは省庁局、地方公共団体、予算法に基づく国营企業、設置法のある国家機関、政府機関が保有していなければならない、その株式会社には株主に発行する種類の株式を発行させる付属定款があってはならない

(四)パブリックカンパニーである場合は、取締役の半数以上がタイ国籍を有していなければならない、資本は全販売済み株式の五〇%以上が自然人でタイ国籍を有する株主のものでなければならない。

株式会社もしくはパブリックカンパニーの株主が登録普通パートナーシップ、有限パートナーシップ、株式会社、もしくはパブリックカンパニーである場合、当該株主は(一)(二)(三)もしくは(四)に基づく形態にななければならない。

中央陸運管理委員会は特例として、必要性もしくは事由がある場合に資格規定を免除する権限を有する。

第二五条

中央陸運管理委員会の承認により、中央登記官から許可書を得ずに国際運送業を営むことを禁じる。許可書を取得した者は、運送に係る国際協定もしくは合意に反しない限りにおいて本法令の諸規定に従わなければならない。

許可申請、許可は省令で定めた原則、方法に従う。

第二八条、第三一条、第三二条、第三四条及び第三六条を国際運送営業にも準用する。

第二六条

外国で登録した自動車をタイ国内での運送に使用することを禁じる。ただし国際運送のために中央登記官から許可書を取得した場合はその限りではない。

第九二条に基づく自動車運行人(プー・プラチャム・ロット)で、第一段に基づく自動車の自動車運行人は本法令の諸規定に従わなければならない、及び、もしくはタイ政府とその国の政府との間の合意に従わなければならない。

第二七条

運送営業許可書は以下の四種類とする。

- (一)定期路線運送営業許可書
- (二)不定期路線運送営業許可書
- (三)小型自動車運送営業許可書
- (四)自家用運送営業許可書

定期路線運送営業許可書、不定期路線運送営業許可書、小型自動車運送営業許可書は自家用運送営業許可書として使用できる。

運送営業許可書を取得した者が届け出た種類でない自動車を使用することを禁じる。ただし中央陸運管理委員会が定めた原則および方法に基づき登記官から文面で許可を得た場合はその限りではない。

第二八条

定期路線運送営業許可書は許可書発行日から七年間有効とする。

不定期路線運送営業許可書、小型自動車運送営業許可書、自家用運送営業許可書は許可書発行日から五年間有効とする。

許可書取得者で許可書の期限延長を望む者は、許可書の期限が切れる前に申請しなければならない。ただし定期路線運送営業許可書及び小型自動車運送営業許可書の延長申請は許可書の期限が切れる一二〇日以上前に申請しなければならない。

許可書延長申請及びその許可は省令で定めた原則および方法に従う。

第二九条

第二三条の規定は省庁局、地方公共団体、寺院、財団、タイ赤十字社、病院もしくは予算法に基づく国営企業が運送人となる自家用運送には適用しない。ただし運送人は本法令の他の規定には、自家用運送営業許可書取得人とすべてにおいて同じく従わなければならない。

第三〇条

中央登記官はバンコク都内での運送業、県間運送業、国際運送業の営業許可書の発行人となり、県登記官はその県内での運送業の営業許可書の発行人となる。

定期路線運送営業許可書の発行においては委員会の承認を受けなければならない。

第三一条

定期路線運送営業許可書の発行において登記官は、委員会の承認により以下に係る要件を許可書において定める。

- (一) 運送路線に基づく運送営業に使用しなければならない自動車の数
- (二) 運送営業許可書取得者の運送営業で使用する自動車の権利
- (三) 使用する全車両の形態、種類、サイズ及び色及び運送人のマーク
- (四) 座席数、積載量規準、積載方法
- (五) 自動車運行人数
- (六) 運送営業で使用する路線
- (七) 運賃レート及び運送におけるその他のサービス料金
- (八) 人、動物もしくは物品の積み下ろしのための停車・停止場所
- (九) 路線上で自動車を停止しなければならない場所
- (一〇) 運送営業におけるサービス標準

- (一) 自動車運行時間及び運行数
- (二) 運送営業における毎日の操業時間
- (三) 自動車の保管、修理及びメンテナンスの場所
- (四) 定期路線運送の営業以外の事業
- (五) 省令で定めたその他の要件

定期路線運送業許可書を取得した者は局長が定めた場所に(六)(七)(八)(九)及び(一)に基づく要件を公開しなければならない。

第三二条

不定期路線運送営業許可書の発行において登記官は、委員会の承認により以下に係る要件を許可書において定める。

- (一) 運送営業に使用しなければならない自動車の数
- (二) 使用する全車両の形態、種類、及びサイズ、及び運送人のマーク
- (三) 座席数、積載量規準、積載方法
- (四) 自動車運行人数
- (五) 運送地域
- (六) 運送営業におけるサービス標準
- (七) 運賃レート及び運送におけるその他のサービス料金
- (八) 人、動物もしくは物品の積み下ろしのための停車・停止場所
- (九) 自動車の保管、修理及びメンテナンスの場所
- (一〇) 省令で定めたその他の要件

不定期路線運送業許可書を取得した者は局長が定めた場所に(七)(及び(八)に基づく要件を公開しなければならない。

第三三条

小型自動車運送営業許可書の発行において登記官は、委員会の承認により以下に係る要件を許可書において定める。

- (一) 運送営業で使用する路線に基づく運送営業に使用しなければならない自動車の数
- (二) 使用する全車両の形態、種類、サイズ及び色、及び運送人のマーク
- (三) 座席数、積載量規準、積載方法
- (四) 自動車運行時間及び運行数
- (五) 運送営業で使用する路線
- (六) 運賃レート及び運送におけるその他のサービス料金
- (七) 省令で定めたその他の要件

小型自動車運送営業許可書を取得した者は局長が定めた場所に(五)(及び(六)に基づく要件を公開しなければならない。

第三四条

自家用運送営業許可書の発行において登記官は、中央陸運管理委員会の承認により以下に係る要件を許可書において定める。

- (一) 運送営業に使用しなければならない自動車の数
- (二) 使用する全車両の形態、種類、及びサイズ、及び運送人のマーク
- (三) 自動車の保管、修理及びメンテナンスの場所
- (四) 自動車運行人数
- (五) 省令で定めたその他の要件

第三五条

省令で定められた種類に基づく運送営業許可書を取得した者は、使用自動車リスト、自動車運行人は省令で定められた原則及び方法に基づき履歴、及び、もしくは運送品添付状を作成し、運送及び運送により生じた事故に係る報告を作成しなければならない。

第三六条

運送営業許可書取得者は省令で定められたところに基づき、設備及び道具を用意し、運送上の安全規定に従わなければならない。

第三七条

定期路線運送営業許可書取得者は、省令が定めたところに基づく形態、規模、数、立地を有する乗客の休息所を距離に従い設置する。

第三八条

運送営業許可書取得者は委員会の許可を得ずに運送における運賃その他のサービス料金を改定もしくは免除してはならない。

第三九条

定期路線運送営業許可書取得者、不定期路線運送営業許可書取得者、小型自動車運送営業許可書取得者、もしくは自家用運送営業許可書取得者が許可を得た路線の外、あるいは地域の外で許可を得た自動車を使って他者をして運送させてはならない。ただし中央陸運管理委員会が定めた原則及び方法に基づき登記官、もしくは登記官が委任した者から文面で許可を得たときはその限りではない。

第四〇条

不定期路線運送営業許可書取得者が、定期路線運送営業許可書取得者と同様の、もしくは類似の形態を有する運送、あるいは定期路線運送営業許可書取得者が許可を得た路線において

定期路線運送営業許可書取得者と利得を奪い合う形態を有する運送をなしてはならない。

第四〇条の二

運送営業許可書取得者が、自動車運転業務をさせる時、もしくは承諾する時に以下の状態にある、もしくは以下の行為をなしていることが明らかな者を使用して、あるいは承諾して自動車を運転させてはならない。

- (一) 酒類もしくはその他の催酔物に酔っている
- (二) 麻薬法に基づく違法麻薬の中毒者である
- (三) 向精神剤法に基づく向精神剤の中毒者である

運送営業許可書取得者は第一段の(一)(二)もしくは(三)に基づく状態にある、あるいは行為をなす者が自動車運転業務につくことのないよう監視、及び防止しなければならない。

第四一条

運送の利便性のために、もしくは運送に十分な自動車を確保するために、状況を改善しなければならない緊急性、必要性のある場合、登記官は状況に応じて自動車運行路線、時間、及び便数の変更を命じる、あるいは運送営業許可書取得者に許可を得た自己の自動車を一時的に支援に回すよう命じる権限を有する。このとき登記官は委員会に速やかに報告する。

第四二条

運送営業許可書取得者は営業所の公開された場所に運送営業許可書もしくは許可書の代用書を掲示しなければならない。

第四三条

運送営業許可書が紛失、もしくはその重要部分が破損した場合、運送営業許可書取得者は当該紛失、破損を知った日から一五日以内に登記官に対し許可書代用書の発行を申請する。

第四四条

運送営業を廃業しようとする定期路線運送営業許可書取得者は、廃業日の九〇日以上前もって登記官に文面で届け出なければならない。

第四五条

運送営業を廃業しようとする小型自動車運送営業許可書取得者は、廃業日の六〇日以上前もって登記官に文面で届け出なければならない。

第四六条

運送営業許可書取得者が以下の状態にあると明らかになった時、

(一)第二四条に基づく資格を欠いている

(二)第三一条、第三二条、第三三条もしくは第三四条に従わない、または正しく遂行していない、あるいは第三六条に基づく乗客の安全性規定に従わない、または正しく遂行していない、あるいは第四章・運送により生じた損害賠償の規定に従わない、または正しく遂行していない

登記官はその運送営業許可書取得者に定められた期間内に正しい遂行、もしくは是正を命じる権限を有する。運送営業許可書取得者が正しい遂行もしくは是正をしないとき、あるいは運送営業許可書取得者がその要件もしくは規定に従う能力がないと判断できるとき、あるいはその業務遂行が民衆に対し危険を及ぼす、もしくは利益低下をもたらす事由になりそうなどとき、登記官は委員会の承認をもって運送営業許可書の取消を命じる。ただし定期路線運送営業許可書の取消である場合は中央陸運管理委員会が審査承認権限を有する。

第四七条

許可書取消命令を受けた運送営業許可書取得者は取消命令を受けた日から一五日以内に登記官に許可書を返還しなければならない。

第四八条

許可書取消命令を受けた運送営業許可書取得者は、命令を知った日から一五日以内に大臣に対し不服を申し立てる権利を有する。

大臣の決定は最終的なものとする。

第一段に基づく不服申立は許可書取消命令に基づく執行を猶予するものではない。

第四九条

局長もしくは登記官は運送に係る諸事業を監督する権限を有し、それに資するため局長もしくは登記官は以下の権限を有する。

(一)事実関係を知るため、及び運送営業に係る帳簿その他書類を検査するため、運送営業許可書取得者の事業地に通常の営業時間内に立ち入る

(二)運送営業許可書取得者、法人である運送営業許可書取得者の支配院及び従業員を呼び、証言させる、もしくは必要な説明を命じる、事実関係を示すよう命じる

(一)に基づく執行において局長は検査官もしくは車検担当官に委任する権限を有する。

局長、登記官、検査官、もしくは車検担当官の本条に基づく執行において、その場にいる関係者は相当の便宜を供する、もしくは協力する。

第四九条

局長もしくは登記官は運送に係る諸事業を監督する権限を有し、それに資するため局長もしくは登記官は以下の権限を有する。

(一)事実関係を知るため、及び運送営業に係る帳簿その他書類を検査するため、運送営業許

可書取得者の事業地に通常の営業時間内に立ち入る

(二)運送営業許可書取得者、法人である運送営業許可書取得者の支配人及び従業員を呼び、証言させる、もしくは必要な説明を命じる、事実関係を示すよう命じる

(一)に基づく執行において局長は検査官もしくは車検担当官に委任する権限を有する。

局長、登記官、検査官、もしくは車検担当官の本条に基づく執行において、その場にいる関係者は相当の便宜を供する、もしくは協力する。

第五〇条

検査官は検査のために自動車を停車させる権限を有し、本法令違反行為があると信じられる時は違反者を拘束し、訴訟手続きのために行政官もしくは警察官に身柄を引き渡す権限を有する。

第一段の規定は行政官もしくは警察官の逮捕権を損なうものではない。

第五一条

第四九条及び第五〇条に基づく任務遂行において、検査官及び車検担当官は関係者に身分証明書を提示する。

検査官及び車検担当官の身分証明書は大臣が定めた様式に従う。

第四章

運送により生じる損害の賠償

第五二条

自己の運送で運送営業許可書取得者が責に任じる第三者の生命もしくは身体に生じた損害を保証するための初期費用である損害賠償について、定期路線運送営業許可書取得者、不定期路線運送営業許可書取得者、小型自動車運送営業許可書取得者、及び自家用運送営業許可書取得者は、保証として現金もしくはタイ国債のいずれか、あるいはその双方、あるいは中央登記官が承認した保険会社との保険契約及び保険証券を中央登記官に預託しなければならない。保険契約及び保険証券の場合は、運送営業許可書取得者が保険契約者、自己の運送により損害を受けた第三者が被保険者でなければならない。ここに省令で定めた原則、方法、要件に従う。

第一段に基づく保証の価額は運送営業の規模及び種類により定めるが、省令の規定した額以上でなければならない。[編集部注 / 省令の規定は三万バーツ～三〇〇万バーツ]

運送営業許可書取得者が保証の全部もしくは一部を現金で積んだ場合、その現金から生じる利得はその運送営業許可書取得者に帰する。

陸運委員は財務省の規約に基づく銀行預金口座開設、補償金口座からの現金引出しの責任者となる。

第五三条

第五二条に基づき預託された保証が減額もしくは減価した場合、中央登記官は運送営業許可書取得者に対し定められた価額になるまで保証を積み増すよう命じる権限を有する。保証積み増しは命令を受け取った日から一五日以内とする。

第五四条

タイ国債での保証金預託においては、運送営業許可書取得者は運送営業許可書取得者に代わって中央登記官が損害賠償のためにその国債を売却する権限を有するよう、委任状を作成する。

第五五条

運送営業許可書取得者が第五二条に基づき預託した保証は強制執行における責には置かれない。ただし運送営業許可書取得者が自己の運送による第三者の生命もしくは身体への損害の賠償の責に任じる債務履行のための強制執行はその限りではない。

第五六条

運送営業許可書取得者の自動車がある人の身体もしくは生命に損害を及ぼした時、損害を生じせしめた自動車の所有者であるところの運送営業許可書取得者は、第五九条で規定された責任のほかに、被害者、あるいは被害者が死亡した場合はその相続人に対し初期費用を支払わなければならない。

被害者に対し支払わなければならない初期費用は損害の程度に基づき支払われる。ここに省令で定めたレートに従う。

本法令に資するために、初期費用は治療のほかに治療中のその他の費用、及びノもしくは葬式代も意味する。

第五七条

初期費用の支払いを望む被害者もしくは被害者が死亡した場合はその相続人が、警察局長が定めた書式に基づき捜査官に申し立て、運送営業許可書取得者の自動車により被害者が損害を被ったことを示す証拠を示した時、捜査官は捜査審理し、損害が運送営業許可書取得者の自動車により引き起こされたと判断した時、その自動車の所有者であるところの運送営業許可書取得者に第五六条第二段に基づく省令で規定された額の初期費用を支払うよう文書をもって命じる。ここにおいて速やかに中央登記官に通知する。

第一段に基づく捜査官の命令において、捜査官は申立を受理した日から七日以内に審査命令しなければならない。

第一段に基づく初期費用の支払いにおいて、運送営業許可書取得者は捜査官の命令を受けた日から七日以内に支払わなければならない。

第五八条

被害者、もしくは被害者の相続人は被害が生じた日から一年以内に第五七条に基づく初期費用を請求しなければならない。

第五九条

本章に基づく初期費用の支払いは過失により生じた民商法典に基づく損害賠償請求における被害者の権利を損なうものではない。

第六〇条

本章に基づく初期費用支払いを受ける権利を有する者は、以下の被害者とする。

- (一) 損害を起こした自動車に搭乗していなかったが、損害を起こした自動車により損害を被った被害者
- (二) 損害を起こした自動車に搭乗していた被害者、ただし業務遂行中の運転手、乗員労働者または被雇用者ではない者
- (三) 損害を起こしていない自動車に搭乗していた被害者

第六一条

運送営業許可書取得者が第五七条に基づく捜査官の命令に不服の場合は、第五七条に基づく捜査官の命令を受けた日から一五日以内に当該命令への不服を中央陸運管理委員会に申し立て、捜査官は運送営業許可書取得者の不服の見解を記録する。

中央陸運管理委員会の判定は最終的なものとする。

第六二条

運送営業許可書取得者が捜査官の命令に不服を申し立てた場合、中央陸運管理委員会が捜査官の見解に沿った見解を有するとき、運送営業許可書取得者は捜査官が定めた初期費用額の一〇%割増の金額を被害者もしくは被害者の相続人に支払わなければならない。

第六三条

運送営業許可書取得者で、第五七条に基づく捜査官の命令、もしくは第六一条に基づく陸運管理委員会の決定に従わず、初期費用を支払おうとしない者は、第五二条に基づく運送営業許可書取得者である場合、中央登記官が初期費用支払保証として預託されたその運送営業許可書取得者の証券を代わりに拋出する権限を有する。

第六四条

被害者が初期費用を受け取らなかった、もしくは受け取ったが保証としての証券が初期費用に満たないという事由で、もしくはその他の事由で捜査官または中央陸運管理委員会の命じた額に

満たない場合、中央登記官は命令を受けた日から七日以内に残額を支払うよう命じる。中央登記官の当該命令に運送営業許可書取得者が従わないときは、中央登記官は運送営業許可書を取り消し、第四七条及び第四八条を準用する。

第五章 運送取扱

第六五条

中央登記官から許可書を取得せずに貨物取扱業を営むことを禁じる。
許可申請及び許可は省令で定めた原則及び方法に従う。

第六六条

運送取扱業許可書の発行において中央登記官は中央陸運管理委員会の承認下に以下に係る条件を許可書の中に定める。

- (一) 運送取扱営業区域
- (二) 運送取扱業者の事務所設置場所
- (三) 人、動物の休憩所もしくは物品保管所
- (四) 運送取扱における安寧、利便性および安全性に係る実行方法
- (五) 運送取扱サービス料金
- (六) 省令で定められたその他の条件

運送取扱業許可書取得者は局長が定めた場所に(一)(二)(三)(四)及び(五)に基づく条件を掲示しなければならない。

第六七条

第六五条に基づく許可書取得者は運送取扱契約に基づく遂行の保証とするために登記官に証券を預託しなければならない。ここに省令が定めた額、原則及び方法に従う。

第六八条

第六七条に基づき預託した証券の額もしくは価値が減価した場合、登記官は許可書取得者に命令を受けた日から一五日以内に定められた額もしくは価値まで証券を積み増すよう命じる権限を有する。

第六九条

運送取扱業許可書は発行日から二年の期限を有する。
許可書の延長申請及びその許可は省令で定めた原則および方法に従う。

第七〇条

運送取扱業にも第二四条、第三八条、第四二条、第四三条、第四六条、第四七条、第四八条及び第四九条を準用する。

第六章

自動車

第七一条

運送に使用する自動車は、堅強な状態にあり、省令で定められたところに基づき正しい設備及び駆動部分を有していなければならない、第七三条に基づき登録され、第八五条に基づき納税したものでなければならない。

本法令に基づき納税した運送使用自動車は、自動車法に基づく自動車税の納税を免除される。

第七二条

登録及び納税する自動車は車検担当官もしくは第七四条に基づき許可を取得した車検場による車検を通過していなければならない。ただし省令で車検免除された種類の自動車についてはその限りではない。

車検を受ける自動車が、堅強な状態にあり、省令で定められたところに基づき正しい設備及び駆動部分を有していることが明らかな場合、車検担当官もしくは許可取得車検場は保証書を発行する。

車検保証書は局長が定めた書式に従い作成する。

第七三条

車検担当官もしくは許可取得車検場が第七一条及び第七二条に基づく正しく自動車を検査したと登記官が判断した時、登記官は遅滞なくその自動車を登録し、その自動車の登録番号ステッカーと共に登録書を発行する。

第七四条

本法令に基づく車検保証のために車検場を設置したい者は中央登記官から許可書を取得しなければならない。

許可申請及び許可は省令で定めた原則、方法、条件に従う。

第七五条

車検場設置許可書は許可書発行日から三年の期限を有する。

許可書の期限延長申請及びその許可は省令で定めた原則、方法に従う。

第七六条

車検場設置の許可書を取得した者が第七四条に基づき省令で定めた条件に従わなかった場合、中央登記官はその車検場設置許可書の取消を命じる権限を有する。

第四七条、第四八条及び第四九条を許可を得た車検場の設置にも準用する。

第七七条

自動車登録書は同書が発行された期から四期使用できる。

一月、四月、七月、一〇月を各期の最初の月とする。

登録の延長は登記官が布告規定した期間内に登記官に対しこれをなす。

第七一条、第七二条、及び第七三条を登録期間の延長にも準用する。

第七八条

自動車の機械設備もしくは駆動部分の状態を増補する、もしくは変更し、省令が定めた重要部分を改変することを禁じる。ただし登記官から文面で許可を得た場合はその限りではない。

第七九条

登録済みの自動車の使用を中止したい運送営業許可書取得者は、その自動車の使用中止日から一五日以内に登記官に対し文面でこれを通知し、自動車登録番号ステッカーを登記官に返還する。

第八〇条

一五日以上、登録済み自動車の使用を一次停止する必要がある運送営業許可書取得者は、その自動車の使用を停止する日の以前に登記官に対し文面でこれを届け出る。

第八一条

本法令の内容に基づき登録していない自動車、もしくは第七九条に基づき使用中止した自動車を販売または修理のために持ち出し使用する場合、省令で定めたところに基づく許可書及び特別標識を有していなければならない。

当該許可書及び標識は許可書取得者の占有下にある自動車にのみ使用できる。このとき自動車を限定せず使い回しできる。

第八二条

第七三条に基づき登録した自動車の譲渡は、譲渡があった日から一五日以内に譲渡人と譲受人が登記官に届け出なければならず、登記官はその自動車の登録書に譲渡の届出を記入する。

第八三条

検査官が堅強でない、もしくは機械設備または駆動部分が十全でない、あるいは省令で定めるところに従っていない自動車を発見した時、登記官に報告する。ただしその自動車の使用が運送に危険をもたらす事由になると信じられるときは、検査官はその自動車の使用の一時的中止を命じる権限を有し、二四時間以内に登記官に急ぎ報告する。

登記官は第一段に基づく自動車の所有者である運送営業許可書取得者に対し、検査官の報告に基づく瑕疵について検査するために、その自動車を車検担当官もしくは許可取得車検場に定められた期間内に送るよう命じる権限を有する。

登記官が第二段に基づく命令を発した時、許可書取得者は登記官の使用許可命令があるまで当該自動車の使用はできない。

第八四条

車検担当官もしくは許可取得車検場が、第八三条に基づき送られてきた自動車について、堅強な状態に復旧させる、あるいは省令で定められたところに従い設備または駆動部分の改善変更をするために修理が必要と判断した時、運送営業許可書取得者に修理、改善または解決、正しい変更をするよう通知し、運送営業許可書取得者の行動の後に車検担当官もしくは許可を得た車検場はその正当性を調べ、登記官に報告する。

第一段に基づく車検担当官もしくは許可を得た車検場の報告を審査、妥当だと判断した時、登記官は運送営業許可書取得者に対しその自動車の使用を許可する。

第八五条

本法令に基づく自動車税徴収に資するため、陸運局は各運送営業許可書取得者に対し毎年の納税期を定めることができ、本法令の末尾リストのレートに基づき自動車の重量によって税計算をなす。

自動車重量の計算においては自動車本体及び自動車本体に通常接着した機械設備の重量も含めるが、燃料油、機械油、水及び自動車備え付けの工具の重量は含まない。重量計算で一キログラム以下は切り捨てる。

バンコク都内で徴収される本法令に基づく自動車税の税収はバンコク都に帰する。その他の県で徴収される税収は県が省令で定めた原則、方法に従い県内の地域行政体に配分する。

第八六条

自動車税は登記官に対し年前払いする。このとき分割払いを求めることもできるが、省令で定められた手数料を別に納めなければならない。

新たに登録する自動車はその登録した期から以後について納税する。

納税期限までに納税しなかった自動車所有者は一月もしくは月の端数日に対し納税額の1%の割増金を支払わなければならない。

本条に基づく割増金は税金とみなす。

第八六ノ一条

その年次の自動車税を納税した自動車については、所有者が替わっても、新たな所有者がその年次の自動車税をさらに納税する必要はない。

第八六ノ二条

自動車の所有者がその年次の自動車税を滞納している間、登記官は自動車所有者が未払い自動車税を全て払い込むまで、もしくは第八六ノ三条に基づく手続を取るまで登録上の手続を受け付けない権限を有する。

第八六ノ三条

三年に満たない年次自動車税が未払いの自動車について、自動車所有者がその年に自動車を使用するために自動車税を納税したいとき、登記官はその納税を受け付けることができる。

未払い自動車税について、登記官は局長が布告規定した原則、方法および条件に基づき支払いにおける金額及び期間を定めることができる。

自動車所有者が第二段に基づき未払い自動車税を全て納税しなかった場合、登記官は自動車所有者が未払い自動車税を全て払い込むまで登録上の手続を受け付けない権限を有する。

第八六ノ四条

三年連続して年次自動車税が未払いとなった自動車は自動車登録を停止する。登記官の業務地及び局長が布告規定した場所に登記官が未払い自動車税額とともに登録番号を告示し、自動車の所有者もしくは占有者に通知した場合、当該人物は当該通知及び告示があった日から六〇日以内に登記官に登録番号ステッカーを返還するとともに、自動車登録の停止を記録するため登記官に自動車登録書を提示する。

自動車の所有者もしくは占有者が第一段に基づき手続を取らなかった場合、登記官もしくは検査官、あるいは局長から委任された者は自動車登録番号ステッカーを押収する権限を有する。

登録停止となった自動車の三年目以降の自動車税についても自動車の所有者もしくは占有者は未払い分について納税しなければならず、第八六ノ一条、第八六ノ二条、第八六ノ三条第二段及び第三段を準用する。

第八七条

登録及び納税済みの自動車について、その後自動車の重量増の事由となる変更、もしくは増設があった場合、自動車所有者は増量分について納税しなければならず、第八六条の第二段、第三段、第四段を準用する。

第八八条

省庁局、地方行政体、寺院、財団及びタイ赤十字社の自家用運送使用自動車は納税を免除す

る。

第八九条

登録済みの自動車について、第八六条の規定に基づき納税しなかった場合、自動車所有者は次回納税期日から三〇日以内に登記官に通知し、同時にその自動車の登録番号ステッカーを登記官に返還する。

第一段に従わない自動車所有者は第八六条に基づき以後も納税しなければならない。

第九〇条

自動車所有者は、局長が定めたところに基づき、登録番号ステッカー及び登記官が発行した納税を示す標章を車体に貼付しなければならない。

第九一条

登録番号ステッカーもしくは納税を示す標章が紛失、損壊、重要部分が破損した場合、自動車所有者は紛失、損壊、破損を知った日から一五日以内に、登記官に登録番号ステッカーもしくは納税を示す標章の再発行を申請する。

第七章

自動車運行人

第九二条

自動車運行人とは以下を指す。

- (一) 運転手
- (二) 運賃徴収人
- (三) 検査人
- (四) 省令で定めたサービス提供者

第九三条

登記官から許可書を取得せずに自動車運行人として業務に当たることを禁じる。
許可申請及び許可は省令で定めた原則、方法に従う。

第九四条

自動車運行人の許可書には以下の四種類がある。

- (一) 運転手許可書
- (二) 運賃徴収人許可書
- (三) 検査人許可書

(四) サービス人許可書

各種の許可書は重複使用できない。ただし第一種、第三種、第四種の許可書は第二種として使用できる

第九五条

運転手許可書には以下がある。

(一) 第一種運転手許可書。乗客輸送に使用するのではない車体重量及び積載重量が合計で三五〇〇キロ以下の自動車、あるいは二〇人以下の乗客輸送自動車の運転手のための許可書。

(二) 第二種運転手許可書。乗客輸送に使用するのではない車体重量及び積載重量が合計で三五〇〇キロ超の自動車、あるいは二〇人超の乗客輸送自動車の運転手のための許可書。

(三) 第三種運転手許可書。他の車体もしくは貨物を積載できる車輪付車台を牽引する形態の自動車の運転手のための許可書。

(四) 第四種運転手許可書。局長が官報で告示したところに基づく種類、積載形態にある危険物運送に使用する自動車の運転手のための許可書。

各種の許可書は重複使用できない。ただし第二種、第三種、第四種許可書は第一種許可書として、第三種、第四種許可書は第二種許可書として、第四種許可書は第三種許可書として使用することができる。

第一段(四)に掲げる局長の告示は、官報告示日から六〇日が経過した時に効力を有する。

第九六条

定期路線運送、不定期路線運送、小型自動車運送において第九三条に基づく自動車運行人としての業務遂行許可書を申請する者は以下の資格及び様態にななければならない。

(一) タイ国籍を有する

(二) 省令で定めるところに基づく知識、経験を有する

(三) 適正に業務遂行できないと判断される身体障害者でない

(四) 業務に不適な精神異常もしくは精神耗弱者でない

(五) 忌避される感染症に罹っていない

(六) 酒・薬物もしくは違法な麻薬の中毒者でない

(七) すでに許可を得た、同一の種類 of 自動車運行人業務遂行許可書を有する者でない

(八) 自動車運行人業務遂行許可書が停止中、もしくは取り消された者でない。ただしその取消命令日から三年が経過した場合はその限りではない

(九) 確定判決で禁固刑を受けたことがある、もしくは合法的な禁固命令を受けたことがある者でない。ただし自動車使用に係るものでない過失で、もしくは軽犯罪で刑罰を受けたとき、あるいは刑罰が終了してから三年が経過したときはその限りではない

(一〇) 社会に危険を及ぼす状態により、もしくは無頼漢であることにより身柄を拘束された者で

はない。ただし身柄拘束が解除されてから一年が経過したときはその限りではない

第九七条

第九六条の規定下において、運転手としての許可書を申請する者は省令で定めた年齢でなければならず、陸運局の運送学校もしくは陸運局が認証した自動車運転学校のカリキュラムを修了していなければならない。

第一段に基づく自動車運転学校の認証は省令で定めた原則、方法、条件に従う。

第九八条

第九六条の規定下において、運賃徴収人、検査人、サービス人の許可書を申請する者は、省令で定めた年齢でなければならない。

第九九条

自家用運送における自動車運行人の業務遂行許可書を申請する者は、第九六条(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)に基づく資格及び様態になければならず、省令で定めた年齢でなければならない。

第一〇〇条

自動車運行人の業務遂行許可書は発行日から三年の期限を有する。

自動車運行人業務遂行許可書の期限延長は、許可書取得者が許可書の期限日前に登記官に対し、登記官が定めた書式に従い申請書を提出する。

第一〇一条

業務遂行において自動車運行人業務遂行許可書取得者は許可書を携行し、検査時に登記官もしくは検査官にそれを提示しなければならない。

第一〇二条

業務遂行時に許可書を取得した自動車運行人は以下を遵守しなければならない。

- (一) 省令で定められた様式に従った清潔できちんとした服装をする
- (二) 皮肉、侮蔑、粗暴、虐め、迷惑もしくは下品な振る舞いや言葉の使用をしない。あるいは不適正もしくは礼儀正しくない形態での言葉遣いや発声をしない
- (三) 酒もしくはその他の催酔物に中毒していない、あるいは酔っていない
- (三の二) 麻薬法に基づく違法な麻薬に中毒していない
- (三の三) 向精神剤に中毒していない
- (四) 省令で定めた運送における安全規定を遵守する

第一〇二条の二

自動車運行人業務遂行許可書取得者が業務遂行時に酒、その他の催酔物、違法麻薬、もしくは向精神剤によって生じた物質が体内にあると信じられる相当の事由がある場合、検査官もしくは行政官あるいは警察官は、その者の体内に当該物質があるかどうかを検査する、もしくは検査を受けるよう命じる権限を有する。

第一段に基づく権限を有する担当官、検査方法は局長が官報で告示し、定めた原則、方法に従う。

第一〇三条

自動車運転手としての許可書を取得した者は第一〇二条に掲げた行動のほかに以下を遵守しなければならない。

- (一)心身の能力が低下している時に運転しない
- (二)ハンセン病もしくは忌避される伝染症感染者をその他の乗客と一緒に乗車させない
- (三)危険もしくは忌避すべき事態が生じる恐れのある死体または動物を乗客と一緒に乗車させない
- (四)局長が官報で告示し定めた禁止事項に違反して燃料油、爆発物もしくは危険物を積載しない
- (五)運送ターミナルに自動車を停車もしくは駐車させ、第一九条(八)及び(一〇)に基づく運送ターミナルに係る規約に従わなければならない

第一〇三条の二

労働保護法の規定下に、全日二四時間における運転業務において、運転手としての許可書取得者は運転業務開始時から連続四時間を超えて運転業務をしてはならない。ただしその間において運転手としての許可書取得者が連続半時間以上の休憩を取った場合は、それ以後連続四時間を超えない範囲で運転業務を遂行できる。

第一〇四条

自動車運行人としての業務遂行許可書取得者が、最終目的地に着く前に、定められた運賃を正しく支払った乗客を降車させるような行為をしてはならない。

第一〇五条

運転手としての許可書取得者は、乗降客がいることが明らかな時に、その自動車の停車標識のある地点で乗客を降乗車させるための停車を回避してはならない。

第一〇六条

運転手としての許可書取得者が業務遂行時に相当の事由なく業務を放棄するような行為をして

はならない。

第一〇六条の二

タイ政府と外国政府との間で運転免許書の相互認証に係る合意がある場合、移民法に基づき王国内に一時的に滞在が許可された外国人で、タイ政府と合意がある外国政府の係官もしくは許可を取得した自動車協会が発行した自動車免許を有する者は、その免許書に示された自動車の種類に従い王国内でその国の免許書を使用することができる。ただしタイ政府とその国の政府間の条約もしくは合意、及び本法令に基づく自動車運転手の義務に係る部分の規定に従わなければならない。

第一〇七条

県間もしくは国際間の定期路線運送あるいは不定期路線運送において、運転手としての許可書取得者は許可書で定められた乗客数を超えて乗客を搭乗させてはならない。

第一〇八条

自動車運行人としての業務遂行許可書取得者が、第九六条、第九七条、第九八条もしくは第九九条で定めた資格を欠いている、あるいはそうした状態にある、あるいは許可書取得後に能力を失ったことが明らかな時、登記官はその者の許可書を取り消すよう命じる。

第一〇九条

自動車運行人としての業務遂行許可書取得者が本章の諸規定に違反した、もしくは従わない場合、検査官はその者の許可書を押収し、七十二時間以内に登記官に対し報告するよう文面で命じる権限を有する。その命令はその期間中における臨時の許可書であるものとみなす。

登記官は一八〇日を超えない期間にわたってその許可書の使用停止を命じる権限、もしくはその許可書の取消を命じる権限を有する。

第一一〇条

許可書の使用停止もしくは取消命令を受けた自動車運行人としての業務遂行許可書取得者は、命令を知った日から一五日以内に大臣に不服を申し立てる権利を有する。

大臣の決定は最終的なものとする。

第一段に基づく不服申し立ては許可書の使用停止もしくは取消命令の執行猶予とはならない。

第一一一条

運転手、運賃徴収人、検査人の義務に係る部分において自動車法及び道路交通法を準用する。

第八章

乗客

第一一二条

乗客は委員会が定めたレートに従い運賃及びその他のサービス料金を支払わなければならない。

第一一三条

乗客は乗車中にわたって省令で定めた安全性及び安寧に係る規定に従わなければならない。運送営業許可書取得者は第一段に基づく規定を車内の公開された場所に掲示しなければならない。

第九章

運送ターミナル

第一一四条

運送ターミナルには以下の二種類がある。

- (一)乗客運送ターミナル
- (二)動物及び物品運送ターミナル

第一段に基づく運送ターミナルの形態は省令で定めたところに基づく。

第一一五条

陸運局は中央陸運管理委員会の承認下にバンコク都及びその他の県に運送ターミナルを設置イする。このとき陸運局が自ら運営しても、国営企業もしくは政府機関に運営を委託してもよい。

局長は中央陸運管理委員会が定めたレートを超えない範囲で運送ターミナルの運営におけるサービス料金を定める権限を有する。

運送ターミナルの設立および運営を希望するその他の者は、中央陸運管理委員会の承認下に中央登記官から許可を得なければならない。

許可申請及び許可は省令で定めた原則及び方法に従う。

どこに、いつ運送ターミナルを設置もしくは設立するかは大臣が官報において告示規定したところに従う。

第一一六条

局長は本法令に基づく運送ターミナルに係る運営を監督、管理する権限を有し、このことに資するために、局長は陸運局所属の公務員及び、または雇員を相当数任命して、当該監督、管理権限を有するターミナル所長及び係官としての任務を果たさせる権限を有する。

第一一七条

第一一五条に基づく陸運局の運送ターミナルに係る運営において、局長は運送ターミナルの監督管理、運営のために一人の委員長と八人以下の委員から構成される一委員会を任命できる。

局長が任命した委員の任期は一期三年とし、任期により退任した委員は再任されることができ

る。
委員会は一人の委員を委員会書記に選出する。

第一二条及び第一三条をこの委員会の会議にも準用する。

第一一八条

第一一五条第三段に基づき運送ターミナルの設立及び運営の許可書申請人は、第二四条に基づき資格及び様態を有していなければならない。

第一一九条

運送ターミナル設立・運営許可書は中央陸運管理委員会が定めた期限を有するが、許可書発行日から二〇年を超えない。

運送ターミナル設立・運営許可書取得者で許可書期限の延長を希望する者は、期限切れ一年以上前に延長を申請する。

許可書延長申請と延長許可は省令で定めた原則、方法に従う。

第一二〇条

運送ターミナル設立運営許可書取得者は、運送ターミナル事業の管理責任に加え、その運送ターミナルの秩序、安全性を維持する義務を有する。

第一二一条

運送ターミナル設立運営許可書取得者は、運送のためにその運送ターミナルに停車もしくは駐車しなければならない定期路線運送自動車の状態をチェックする任務を有する運送ターミナル専属のエンジニア担当者を置かなければならない。

エンジニア担当者の資格及び数は局長が定めたところに基づく。

第一二二条

運送ターミナル設立運営許可書取得者は、その運送ターミナルを使用する自動車を支援し、便宜を供するためにガレージ及び自動車修理サービスを用意しなければならない。

第一二三条

運送ターミナル設立運営許可書取得者は、局長が定めたところに基づき駐車場エリアを用意しなければならない。

第一二四条

運送ターミナル設立運営許可書取得者は、局長が定めた形式に従い、運送ターミナルに出入りする自動車の運行記録簿を作成しなければならない。

自動車運行記録簿はその運送ターミナルの作業地に保管しなければならず、登記官、車検担当官、検査官がいつでも閲覧できるようにしておかなければならない。

第一二五条

運送ターミナル設立運営許可書取得者は、中央陸運管理委員会が定めたレートを超えない範囲で運送ターミナル運営に係るサービス料金を徴収することができる。

第一〇章

罰則規定

第一二六条

第二三条第一段、第二五条第一段、第二六条第一段、第六五条第一段もしくは第七四条第一段に違反した、あるいは従わなかった者は、五年以下の禁固、または二万バーツから一〇万までの罰金、あるいはその併科に処する。

第一二七条

自動車運行人としての業務遂行許可書取得者で、第二六条第二段、第一〇一条、第一〇二条(一)(二)もしくは(四)、第一〇三条、第一〇三条の二、第一〇四条、第一〇五条、第一〇六条もしくは第一〇七条に違反した、または従わなかった者は、五〇〇〇バーツ以下の罰金に処する。

第一二七ノ二条

自動車運行人としての業務遂行許可書取得者で、第一〇二条(三)に違反した者は、五〇〇〇バーツ以下の罰金刑に処する。ただしその者が運転手としての許可書を取得した者であれば三ヶ月以下の禁固、または二〇〇〇バーツ以上一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

自動車運行人としての業務遂行許可書取得者で第一〇二条(三の二)もしくは(三の三)に違反した者は、麻薬法もしくは向精神剤法で定められた刑罰に処する。ただしその者が運転手としての許可書を取得した者であれば麻薬法もしくは向精神剤法の罰則規定の三分の一増の刑罰に処する。

第一二七ノ三条

自動車運行人としての業務遂行許可書取得者で、第一〇二ノ三条に基づく検査官、行政官もしくは警察官の命令に違反した、あるいは従わなかった者は、一〇〇〇バーツ以下の罰金に処す

る。

第一二七ノ四条

運送使用自動車の運転手が他者に危険もしくは損害を及ぼした場合、その運転手が第一〇二条(三)(三の二)もしくは(三の三)に違反した行為をなしたことが明らかであれば、運送営業許可書取得者が第四〇ノ二条第二段に違反した、あるいは従わなかったものとみなす。ただし関知せず、その運転手に当該行為をさせないよう相当の注意を払っていたことを証明できる場合はその限りではない。

第一二八条

運送営業許可書取得者で第二七条第三段に違反した者は、一年以下の禁固、または二万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一二九条

定期路線運送営業許可書取得者で第三一条(一)に定められた要件に従わなかった者は、是正があるまで不足の自動車数に基づき一台につき一日当たり五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一三〇条

国際間運送営業許可書取得者で第二五条に基づき準用された第三一条(一)に定められた要件に従わなかった者は、是正があるまで不足の自動車数に基づき一台につき一日当たり五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一三一条

運送営業許可書取得者で第三一条(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)(一一)(一二)(一三)(一四)もしくは(一五)で定められた要件に従わなかった者、あるいは第三二条、第三三条もしくは第三四条のいずれかの要件に従わなかった者、あるいは第三五条もしくは第三六条に基づき制定された省令に従わなかった者は、五万パーツ以下の罰金に処する。

第一三二条

国際間運送営業許可書取得者で、第三二条もしくは第三三条のいずれかの要件に従わなかった者、あるいは第二五条に基づき準用された第三六条に基づき制定された省令に従わなかった者は、五万パーツ以下の罰金に処する。

第一三三条

運送営業許可書取得者で、第三一条第二段、第三二条第二段、第三三条第二段、第三四条第

二段、第四二条、第四七条もしくは第一一三条第二段に従わなかった者は、一〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一三四条

定期路線運送営業許可書取得者で、第三七条に従わなかった者は、五万パーツ以下の罰金に処する。

第一三五条

運送営業許可書取得者で、第三八条に違反した者は、二万パーツ以下の罰金に処する。

第一三六条

運送取扱業許可書取得者で、第七〇条により準用された第三八条に違反した者は、二万パーツ以下の罰金に処する。

第一三七条

運送営業許可書取得者で、第三九条に違反した者は、許可を得た路線もしくは地域以外の運送で使用した自動車に基づき、是正があるまで一台につき一日当たり五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一三八条

不定期路線運送営業許可書取得者で第四〇条に違反した者は、五万パーツから二〇万パーツまでの罰金に処する。

第一三八条の二

運送営業許可書取得者で第四〇 / 二条第一段に違反した、もしくは従わなかった者は、二年以下の禁固、または四万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

運送営業許可書取得者で第四〇 / 二条第二段に違反した、もしくは従わなかった者は、四万パーツ以下の罰金に処する。

第一三九条

運送営業許可書取得者で第四一条に基づく登記官の命令に従わなかった者は、二万パーツ以下の罰金に処する。

第一四〇条

運送取扱業許可書取得者で第七〇条もしくは第七六条で準用された第四二条もしくは第四七条に従わなかった者は、一〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一四一条

運送営業許可書取得者で第四三条に従わなかった者は、一〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一四二条

運送取扱業許可書取得者で第七〇条によって準用された第四三条に従わなかった者は、一〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一四三条

運送営業許可書取得者で第四四条、第四五条、第七九条もしくは第八〇条に従わなかった者は、一万パーツ以下の罰金に処する。

第一四四条

第四九条、もしくは第七〇条または第七六条によって準用された第四九条に基づき職務遂行する局長、登記官、検査官もしくは車検担当官の職務を妨害した、あるいは便宜を供しなかった者は、五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一四五条

運送営業許可書取得者で、第九三条もしくは第九八条に基づく中央登記官の命令に従わなかった者は、一〇万パーツの罰金に加え、正しい行動がなされるまで一日あたり五〇〇〇パーツの罰金に処する。

第一四六条

運送取扱業許可書取得者で、第六六条に基づく項目において運送取扱業許可書で定められた条件に従わなかった者は、五万パーツ以下の罰金に処する。

第一四七条

運送取扱業許可書取得者で、第六六条第二段に従わなかった者は、一〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一四八条

第七一条に従わずに、もしくは第八三条に基づく検査官または登記官の命令に違反して自動車を使用した者は、五万パーツ以下の罰金に処する。

第一四九条

第七八条、第八一条第一段、もしくは第八二条に違反した、あるいは従わなかった者は、五〇〇

○パーツ以下の罰金に処する。

第一四九ノ一条

自動車の所有者もしくは占有者で、第八六ノ四条第一段に違反した、あるいは従わなかった者は、五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一五〇条

自動車所有者で、第九〇条もしくは第九一条に従わなかった者は、二〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一五一条

第九三条第一段に違反した者は、四万パーツ以下の罰金刑に処する。ただし違反者が運転手であれば二年以下の禁固、または四万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第九三条第一段に違反し、本法令に基づく自動車運行人としての職務遂行許可書取得者の職務遂行上の過失行為をなした者は、第一段に基づく刑罰に加え、その者が自動車運行人としての職務遂行許可書取得者と同一の刑罰に処する。

第一五二条

自動車運行人としての業務遂行許可書取得者で、第一〇九条に基づく許可書の使用停止中もしくは取消中に業務遂行した者、あるいは道路交通法に基づく自動車運転免許書の押収中に業務遂行した者は、六ヶ月以内の禁固、または一万パーツ以下の罰金に処する。ただしその者が運転手であれば二年以下の禁固、もしくは四万パーツ以下の罰金に処する。

第一五三条

運賃を支払わずに、もしくは定められた運賃を全て支払わずに乗車した乗客、あるいは第一一三条第一段に基づき制定された省令に従わなかった者は、五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一五四条

第一一五条第三段に基づく許可書を得ずに運送ターミナルを設置し、運営した者は五年以下の禁固、または二万パーツから一〇万パーツの罰金、あるいはその併科に処する。

第一五五条

運送ターミナル設置・運営許可書を取得した者で、第一二一条第一段、第一二二条、第一二三条もしくは第一二四条に従わなかった者は、二万パーツから一〇万パーツの罰金に処する。

第一五六条

運転手としての許可書取得者で、中央陸運管理委員会が定めた運送ターミナルに、乗客の上降車もしくは貨物の積載荷下ろしのために自動車を停車または駐車しなかった者は、五〇〇〇パーツから二万パーツの罰金に処する。

第一五七条

運送ターミナルに乗客の上降車もしくは貨物の積載荷下ろしのために自動車を停車または駐車させた運転手としての許可書取得者で、運送ターミナルに対し運送ターミナルの運営に係るサービス料金を支払わなかった者は、五〇〇〇パーツから二万パーツの罰金に処する。

第一五八条

車検場設置許可書取得者で、悪意もしくは意図的に事実と異なった保証書を発行した者は、二年以下の禁固、または四万パーツ以下の罰金に処し、中央登記官はその車検場の設置許可書の取消を命じる権限を有する。

第一五九条

委員会が定めたレートと異なる運賃、運送取扱サービス料金、運送ターミナル運営に係るサービス料金、もしくはその他のサービス料金を請求した者は、一万パーツ以下の罰金に処する。

第一六〇条

以下の者は、

- (一) 当局が他者に発行した許可書もしくは標識を使用した者
 - (二) 当局が自動車一台につき発行した標識を他の自動車にも使用した者
 - (三) 当局が自己に発行した許可書もしくは標識を他者に使わせた者
 - (四) 自動車登録ナンバープレートを、どんな方法にせよ、その全部もしくはその一部を変更または覆い隠した者、あるいは
 - (五) 第八八条に基づき課税免除を受けた自動車を免除を受けた目的と異なる目的で使用した者は、
- 六ヶ月以下の禁固、または一万パーツの罰金、あるいはその併科に処する。

第一六一條

自動車運転手の義務に係る部分について自動車法もしくは道路交通法の規定に違反した、あるいは従わなかった者は、五〇〇〇パーツ以下の罰金に処する。

第一六二条

当局が運送に資するために設置した標識もしくはその他の物体を変更した、移動させた、破損ま

たは損害を与えた者は、一万バーツ以下の罰金に処する。

第一六三条

本法令が罰金刑のみを規定した違法行為については、局長もしくは局長が委任した者が略式命令を下す権限を有する。違反者が局長もしくは局長が委任した者にその命令から三〇日以内に料金を支払った時、その事件は刑事訴訟法に基づき終結したものとみなす。

違反者が略式命令に承服しない、もしくは承服したが期限までに料金を支払わなかった場合は、訴訟手続を進める。

経過規定(省略)

(おわり)